

●香川県告示第377号

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第15条の2第1項の規定により、昭和44年農林省告示第994号（保護水面の区域及び同水面の管理者を定める件）の一部を次のように改正する。

令和2年11月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 保護水面の区域 次に掲げる基点1、点ア、点イ及び基点2を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた水面 基点1 香川県三豊市詫間町栗島字阿島2649番1地先船隠港防波堤基部に管理者が建設した標柱の位置 基点2 香川県三豊市詫間町栗島字馬城525番2地先に管理者が建設した標柱の位置 点ア 基点1から真方位63度640メートルの点 点イ 基点2から真方位353度850メートルの点</p> <p>2 略</p>	<p>1 保護水面の区域 次に掲げる基点1、点ア、点イ、基点2を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた水面 基点1 香川県三豊郡詫間町大字栗島字東風浜船隠港防波堤基部に管理者が建設した標柱の位置 基点2 香川県三豊郡詫間町大字栗島字官浦に管理者が建設した標柱の位置 点ア 基点1から63度640メートルの点 点イ 基点2から353度850メートルの点</p> <p>2 略</p>